

モバイルルータの貸し出しについて（詳細）

（1）貸し出しまでの流れ

- ①「モバイルルータ等貸出申請書」を市教育委員会へ提出してください。
- ②申請書が承認されると、「モバイルルータ等貸出承認決定通知書」が交付され、モバイルルータが貸し出されます（1世帯1台）。
※申請書は浅口市教育委員会事務局教育総務課（中央公民館内）に取りに来られるか、市HPからダウンロードしてください。
※難しい場合は教育総務課（0865-44-7023）へご相談ください。

（2）モバイルルータの仕様について

Glocal Me U3

通信方式：4G/LTE

対応SIMカードサイズ：Nano SIM

（3）通信契約について

モバイルルータを用いて通信を行うためには、ご家庭から通信事業者に申し込みを行い、SIMカードを取得する必要があります。どのような使い方（通信量、使用場所等）をするのかを勘案の上、通信事業者に申し込んでください。
※通信事業者に上記モバイルルータが利用可能か、事前にご確認ください。

SIMカードとは？

契約者を特定するためのIDが記録されたカードで、通信を行うためには必ずルータに差し込まなければなりません。通信事業者に通信契約を申し込むことで、SIMカードが発行されます。

（4）貸出しの際の同意事項

- ①貸出期間中に生じたモバイルルータ等に起因する事故は、教育委員会の責に帰する事由を除き、借受者がその責任を負うこと。
- ②モバイルルータ等は児童又は生徒の学習目的以外に使用しないこと。
- ③モバイルルータ等には、学校指定の情報端末以外を接続しないこと。
- ④モバイルルータ等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。
- ⑤モバイルルータ等の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
- ⑥モバイルルータ等を紛失し、又は棄損したときは、浅口市立小・中学校児童生徒用モバイルルータ等紛失・破損等報告書を提出するとともに、借受者の負担において原状に回復し、又は損害を賠償すること。

（「浅口市立小・中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出事業実施要綱」から一部抜粋）